

「第2期水戸市中心市街地活性化基本計画（素案）」
に対する意見書（案）

令和4年12月 日

水戸市長 高橋 靖 様

水戸市中心市街地活性化協議会
会 長 内 藤 学

「第 2 期水戸市中心市街地活性化基本計画（素案）」に対する意見書（案）

水戸市中心市街地活性化協議会（以下、本協議会）では、令和 4 年 11 月 25 日付け商工第 591 号で貴市から意見照会がありました「第 2 期水戸市中心市街地活性化基本計画（素案）」（以下、第 2 期基本計画素案）について、中心市街地活性化に関する法律第 15 条第 9 項の規定に基づき、下記のとおり意見書を提出いたします。

1. 協議会の意見

貴市におかれましては、「第 1 期水戸市中心市街地活性化基本計画」が平成 28 年に内閣府の認定を受けた後、令和 4 年 3 月までの計画期間を 1 年延長し、令和 5 年 3 月をもって 6 年 9 カ月の計画期間が満了されようとしています。

第 1 期基本計画では、まちなかの将来像を「多様な人々が集い、暮らし、働き、皆が魅力を味わえる、快適でにぎわいのある水戸のまちなか」とし、本協議会も協働して 96 事業に取り組みました。

しかしながら、令和 2 年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、地域経済の低迷が深刻化しているという要因もあり、完了した事業が 11 件、実施中の事業が 82 件、未着手、未実施の事業が 3 件となっています。

目標に掲げた 3 つの指標につきましては、空き店舗率は達成できる可能性はありますが、歩行者通行量と居住人口は目標と実績に大きな開きがあり、達成は難しい状況にあります。

こういった状況を踏まえ、第 2 期基本計画素案の策定にあたり、本協議会では専門部会を中心に、議論を重ねて、現状を打破するために必要な事業を貴市に提案し、多くの事業を第 2 期基本計画素案に盛り込んでいただきましたので、第 2 期基本計画素案の内容について、概ね妥当であると判断いたします。

なお、第 2 期基本計画の推進にあたりましては、次の事項について十分配慮いただくことを望みます。

2. 配慮を望む事項

①第 2 期基本計画素案に未掲載事業の取り扱いについて

第 2 期基本計画素案の策定過程において、協議時点における計画の熟度不足等により、第 2 期基本計画素案に掲載されなかった事業がいくつかあります。

そこで、一定の時点において、熟度が十分であると判断されるであろう事業については、計画変更を柔軟に行い、基本計画に追加掲載されることを望みます。

②本協議会から提案した事業への特段のご支援について

本協議会の各専門部会から提案した事業について、熟度が高まり、実施主体が固まって、**一定の効果がある**事業には、貴市から特段のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

③目標値以上の数値の実現について

目標指標として、**芸術文化及び歴史的拠点等における交流人口**、歩行者通行量、居住人口、新規開業数がありますが、歩行者通行量、居住人口につきましては、コロナ禍前の水準に戻す目標値を設定しています。更なるにぎわいの創出を図るためには、コロナ禍前以上の数値を実現する必要がありますので、本協議会と協働で事業を強く推進されますようお願いいたします。

④新市民会館と大手門・二の丸角櫓を生かした事業の推進について

第1期基本計画において、新市民会館と大手門・二の丸角櫓という2つの拠点が整備されました。新市民会館は、水戸芸術館、京成百貨店と連携して、MitoriO 地区を形成し、そのエリアに多くの来場者が見込まれています。

大手門・二の丸角櫓は、歴史的景観を誇る弘道館・水戸城跡周辺地区の魅力をさらに高め、多くの観光客が訪れることが期待されています。

そこで、第2期基本計画では、この2つの拠点到誘客したお客様に中心市街地を回遊していただく事業を強力に推進していただきますようお願いいたします。

あわせて、この2つの拠点への玄関口になる水戸駅前北口周辺の活性化も推進していただきますようお願いいたします。

⑤水戸のまちなか大通り等魅力向上検討協議会への支援について

同検討協議会では、官民連携まちなか再生推進事業を活用し、未来ビジョンに基づいた社会実験およびプロモーションを継続して実施しています。目標指標であります**芸術文化及び歴史的拠点等における交流人口**、歩行者通行量、居住人口、新規開業数の増加に寄与できる取り組みですので、引き続きご支援いただきますようお願いいたします。

⑥長期的な視点によるまちづくりの推進について

中心市街地活性化の取り組みについては、計画に掲載された事業だけにとどまらない推進性と、5年という基本計画の期間にかかわらず、10年20年先を見据えた長期的な視点でまちづくりを進めていく必要があると思われまますので、今後のまちづくりの推進においては、ご配慮くださいますようお願いいたします。

⑦市民・企業等のまちづくりへの参画促進について

第2期基本計画の推進に際しましては、関係者のみならず、市民等の意見を取り入れて、市民等の理解と協力を得て、一体的に取り組んでいく必要があります。つきましては、基本計画の内容や施策の周知を徹底していただき、市民・企業等のまちづくりへの参画促進を図られるよう望みます。

3. おわりに

本協議会は、第2期基本計画に盛り込んでいただきたい事業について、専門部会を中心に頻繁に協議を重ねてまいりました。

今後もまちづくりの推進機関として、民間事業者、商店街及び地域団体など多様な主体が行う事業の総合調整や活性化方策の企画、実施などを行政と協働して行い、中心市街地活性化の目標実現に向けて最大限の努力をしていく所存でありますので、上記の事項について、ご配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。